

[委員会からのお知らせ](#)

[第220回 食品安全委員会議事概要](#)

日時:平成19年12月20日(木) 14:00~15:35

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:19名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 10品目

1)ピリフルキナゾン

2)ベンチアバリカルブイソプロピル

3)イプロベンホス

4)アセトクロール

5)イソキサジフェンエチル

6)オキシフルオルフェン

7)クロピラリド

8)ピコリナフェン

9)プリミスルフロンメチル

10)フルフェナセット

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会において審議することとなった。

<参考>

1)殺虫剤で、ばれいしょ、キャベツ等に新規農薬登録申請がされています。

2)殺菌剤で、キュウリ等に使用し、なす、キャベツ等に適用拡大申請がされています。

3)殺菌剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

4)除草剤で、日本国内での登録はありません。

5)除草剤・成長調整剤で、日本国内での登録はありません。

6)~10)除草剤で、日本国内での登録はありません。

3)~10)ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(2) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1)「イソプロチオラン」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。

<参考>

1)殺菌剤・成長調整剤で、水稻、りんご等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。動物用医薬品としては、強肝剤(肝臓の酵素の働きを補助するもの)として牛の肝疾患の改善等に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(3) 動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における審議状況について

1)「コリスチン」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。

<参考>

1)抗菌性物質です。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1)農薬「イムベンコナゾール」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「一日摂取許容量(ADI)を0.0098mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

2)農薬「ピラフルフェンエチル」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「一日摂取許容量(ADI)を0.17mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

3)農薬「フルトラニル」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「一日摂取許容量(ADI)を0.087mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

4) 動物用医薬品「セフォペラゾン」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「一日摂取許容量(ADI)を0.001mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

5) 遺伝子組換え食品等「PHE-No.1株を利用して生産されたL-フェニルアラニン」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』の附則『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸の最終生産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断される。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

6) 特定保健用食品「モーニングバランス」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「提出された資料の範囲においては安全性に問題は無いと判断される。ただし、本食品は『特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について』の2の製品に該当することから、事業者において、(1)健康被害情報の収集・情報提供を行うこと、(2)医師等への相談について注意喚起の表示を行うこと、更に、提出された安全性試験において見られた所見から、本食品を多量に摂取することによる消化器症状の発現の可能性についての注意喚起表示についても行う必要があると判断される。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

- 1) 殺菌剤で、すいか、りんご、茶等に使用します。
- 2) 除草剤で、水稲、小麦、なし等に使用し、大豆、枝豆、茶等への適用拡大申請がされています。
- 3) 殺菌剤で、水稲、ばれいしょ等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。
- 4) 抗菌剤です。

- 1)~4)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。
- 5) 食品の栄養強化のために用いられる食品添加物で、飲料等に用いられています。
- 6) 食後の血糖値の上昇を穏やかにすることを特定の保健の目的とするパン形態の食品です。

(5) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成19年度評価依頼予定物質について(厚生労働省からの報告)

- ・1物質を追加し、合計234物質となることを厚生労働省から報告。

(6) 平成20年度食品健康影響評価技術研究の研究領域候補について(報告)

- ・長尾委員及び事務局から説明。
- ・化学物質系研究領域、生物系研究領域、新食品等研究領域及びリスクコミュニケーションに関する研究領域から各1領域、合計4領域が決定され、研究課題の公募手続に入ることとなった。

(7) 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」(平成19年6月実施)の結果について

- ・事務局から報告。

(8) 食品安全モニターからの報告(平成19年11月分)について

- ・11月中に報告された27件について事務局から説明。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー